

議員提出議案第 1 号

ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議

上記の議案を提出する。

令和4年3月4日

提出者 立川市議会議員 木 原 宏  
高 口 靖 彦  
永 元 須 摩 子  
大 石 ふ み お

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

## ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議

2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われた。今もなお計画的に軍事侵攻を進め、多くのウクライナ国民の尊い命が失われている。戦後築かれてきた平和な国際秩序を破壊する行為であり、主権国家であるウクライナをいかなる理由があろうと力で屈服させようとする(力によって一方的に現状変更する)行為は断じて許されるべきではない。また、核兵器の保有を振りかざし国際社会を威嚇する行為は、立川市が平成4年に行った平和都市宣言に掲げるあらゆる戦争の防止と核兵器のない世界平和の実現を願う精神に逆行するものである。

市民の最も身近で働く我々市議会にとって、何の罪もない市民が一方的に巻き込まれ、命が奪われる理不尽な惨劇を看過することはできない。ロシアの軍事侵攻は、身勝手な理由で破壊と殺戮を繰り返す不法な行いであり、人間の生命の尊厳を踏みにじる暴挙として、強く非難されるべきである。立川市議会は今なおロシアとウクライナの再統合という一方的な歴史観と理屈によって軍事侵攻を正当化し、ウクライナ国民を恐怖と欠乏に陥れ、自由と生命、財産を奪うロシアの軍事侵攻を強く非難し、無条件での即時の撤退と侵攻の停止、平和的解決を行うよう市民を代弁する意思をもって強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

立川市議会